

ヤングケアラーの相談窓口について

相談内容

近所の高校生が病気の両親に代わり、買い物や掃除などの家事に加え、両親の看病を行っています。いわゆるヤングケアラーと思われませんが、相談窓口や支援策はどうなっていますか。

対応

問い合わせを受けた山口行政監視行政相談センターでは、「山口県ヤングケアラー専門相談窓口」や市町の担当課を案内しました。また、ヤングケアラーの家族を含め、教育委員会や学校、児童相談所や地域子育て支援拠点、病院、診療所や訪問看護ステーションなどの関係する多くの機関がヤングケアラーとその家族の状況に応じて支援を担っていることを説明しました。

山口行政監視行政相談センターから

ヤングケアラーに法令上の定義はありませんが、こども家庭庁のホームページ（HP）では、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこどものこと」とされています。

ケアの内容は、障害のある家族の入浴やトイレの介助、認知症の家族の見守り、家事、幼いきょうだいの遊び相手など、家族の事情によってさまざまです。

ケアとお手伝いの明確な線引きは難しいですが、子どもが家事や家族の世話をしなければ家庭生活が維持できないようであれば、それはケアと考えられます。

このようなケアを行うことで、子どもに過度な負担が続くと、学業や生活、友人関係などへの影響が生じます。

山口県が2022年10月に実施した実態調査結果でも、家族の世話をしているため、やりたいことができない（自分の時間が取れない、睡眠不足、勉強する時間が取れない、友人と遊ぶことができないなど）と回答した人が約1400人に上っています。

こうした状況から、山口県では、昨年、ヤングケアラーやその家族、地域の方などからヤングケアラーに関する相談をワンストップで受け付け、関係機関と連携して適切な支援につなげていくことを目的として、「山口県ヤングケアラー専門相談窓口」を開設しています（委託先＝「こども家庭支援センター清光」（山口市阿知須1448）。相談電話は、0120・85・1177でフリーダイヤルとなっており、毎日24時間受け付けしています。

また、ヤングケアラーの早期把握と支援のために、「山口県ヤングケアラー支援ガイドブック」を製作しており、山口県のHPでも見ることができます。

（令和6年5月22日 山口新聞に掲載）